平成２６年（フ）第４０号
熊本県宇土市栄町257番地３　ディアナコートウト102
債務者　古閑　智博
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
熊本市中央区国府本町10番26号　ドウエル栄201、前住所熊本市中央区本荘５丁目４番29号　中村コーポ102
債務者　額賀　　守
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９４５号
神戸市灘区岩屋北町４丁目４番26号　マツヤパーク204
債務者　朝山　和江
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川21番地の109
債務者　楠　　智香（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
神戸市垂水区名谷町3425番地の３　カサ・デ・エレガンシア302号
債務者　宗行　武好
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８号
神戸市長田区二葉町２丁目５番７号　吉田ハイツ101号、従前の住所神戸市長田区駒ヶ林町１丁目３番14号
債務者　小林　信也
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
神戸市長田区二葉町２丁目５番７号　吉田ハイツ101号、従前の住所神戸市長田区駒ヶ林町１丁目３番14号
債務者　小林三旗代
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市天神２丁目200番地23　コーポ中山202号、旧住所長崎県佐世保市松山町542番地７
債務者　波多江潔美
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２号
熊本県玉名郡南関町大字相谷1327番地４
債務者　髙原　　瞳
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第５３８０号
大阪府吹田市山手町２丁目21番３号
債務者　山下　　都
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０８号
大阪市平野区平野馬場２丁目５番24号　クレスト25―501
債務者　髙田恵理子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４９号
大阪市旭区大宮４丁目１番11―213号
債務者　木島　一晃
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９３号
大阪府茨木市三島丘２丁目９番36号
債務者　山口　準二
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１９号
大阪府豊中市上新田２丁目３番５号
債務者　青木　政尚
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２５号
大阪市都島区毛馬町１丁目21番17号
債務者　岸上　　有
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１６号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目６番52号
債務者　豫風　弘之
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４８号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目16番21号、住民票上の住所堺市堺区南清水町３丁６番19号南清水町テラスハウス１号
債務者　横山　理江（旧姓村尾）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部